

平成20年11月28日  
日本監査役協会事務局

## 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について（案）

### 1. 状況認識（注）

- (1) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定手続きについては、国会附帯決議を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- (2) いわゆる「インセンティブのねじれ」は、経営者と会計監査人との利益相反が認められることから、これを何らかの形で解決していく必要があるのではないか。
- (3) 会計監査人の選任議案の決定手続きについて、委員会設置会社と監査役設置会社の差異をなくす方向で検討する必要はないか。

（注）なお、11月27日の運営小委員会においては、「ねじれ」構造を解消することは、会計監査の国際化という将来的な課題に対応するためにも、また資本主義を守り通すためにも避けて通れない問題であり、過去の経緯や現状を基準にして考えるべきではなく、今後取り組むべき課題として前向きに検討すべきとの意見が大勢を占めた。

### 2. 解決策—①ねじれ構造

**第1案** 会計監査人の「選任議案の決定権」及び「監査報酬の決定権」とも、監査役(会)に持たせる。

**第2案** 第1案について、「監査報酬の決定権」については経営者（取締役会）の同意を要件とする（選任議案の決定権については、現行の監査委員会と同様、監査役会の単独権限とする）。

**第3案** 会計監査人の「選任議案の決定権」については監査役(会)に持たせるが、「監査報酬の決定権」については現状維持とする。

**第4案** 会計監査人の監査報酬についても、選任の手続きと同様、株主総会の決議をもって定める。

### 3. 解決策—②監査役の専門性、監査体制

- (1) 監査役のうち「財務及び会計に関する相当程度の知見」を有する者の一名以上の選任を義務付ける必要はないか（現状は開示規制のみ）。
- (2) 監査役会に会計監査人の監査報酬の決定権を持たせる場合には、監査役会の独立性及び決議機関としての機能を強化するため、監査役のうち「過半数」を社外監査役とする必要はないか。
- (3) 監査役会の議長は社外監査役が望ましいといえ、「議長」については、その旨を開示事

項とする必要はないか。

4. 解決策—③その他検討事項

- (1) 財務・会計の知見を有する者の選任、社外監査役の過半数の選任など、人的手当てについては、相応の経過措置が必要ではないか。
- (2) 監査役が連結ベースでの監査情報を的確に収集できるようにするため、会計監査人に対する報告請求権（同 397②）の対象に、「子会社の会計監査人」を加える必要はないか。

以上